

令和元年9月1日

第43号

発行：木更津市農業委員会  
編集：農業委員会事務局  
電話：0438(23)8693

# きさらづし 農委だより



## 国を超えて 「憧れの人」に

下内橋 引藤 崇さん

小学生の頃から父親の後を継ぐと決めていました。きっかけは「房成りグレートマト」の視察で父の元に訪れた海外の人達。当時はトマトを房で収穫することが珍しく、その発想と先進的な技術を学びに多くの方が訪れました。その時の父は格好良く、誇らしかったことを覚えています。

現在、ミニトマトと水稻を営んでいます。直売がメインですが、今後は好評いただいているトマト狩りをさらに拡大し、収穫体験を通して、大勢の方に農業と触れ合ってもらいたいです。

農業という職業は人が生きていく上でなくてはならない職業です。しかし、農家の数は年々減少しているのが現状です。少しでも農業に興味を持ってほしい、ちょっとでもいいなと思ってほしい。こんな時だからこそ、農業に憧れる人が出てくれば、自分がそんな「憧れ」になれたらと思っています。

試行錯誤の毎日ですが、農業とは面白いもので「野菜は嘘をつかない」と言われているように、大切に育てたらその分良いものができます。100年先も農業という職業が続くよう、今ある技術を伝えていきたい。そしてこれから、家族で積み上げたスキルとアイデアをさらにもう一步前進させ、国を超えて「憧れの人」になれるよう、お客様からの「おいしい」という言葉を励みに頑張っていきます。



発行日 毎週金曜日  
(月四回)

購読料 月額七〇〇円  
(送料、税込み)

内容量 B三版  
一〇〜一四項建

「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する、経営と暮らしに役立つ農業総合専門誌です。「週刊」を活かし、農業に関する最新の情報をお届けしています。県内の農業の様子や、木更津市内の情報も掲載されており、興味のある方は見本をお渡します。お気軽に木更津市農業委員会までお問い合わせください。

全国農業新聞を  
購読しませんか



# 農地の集積・集約化に向けて

木更津市農業委員会 会長 安藤 一男



日頃より、農業委員会の活動にご理解ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、年度当初の挨拶で話しさせて頂きましたが、「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）」の改正法案が五月十七日に、与党などの賛成多数で可決、成立いたしました。

この法律の改正ポイントは、地域の関係者が一体となった「人・農地プラン」の実質化、農地バンクの手続きの簡素化などがございます。

農地の分散状態を解消し、担い手に農地の集積・集約化を進める仕組みとして、平成二六年に農地中間管理機構が創設されました。

これにより、平成三十年には、農地利用集積率は全国平均で約五六%となりましたが、国の目標の二〇二三年に

担い手への農地集積率八割の実現には、厳しい状況にありました。

一方、千葉県の中間管理事業では、地域の実情等を勘案し、県内農地面積の五割を担い手が利用することとしております。

なお、平成二九年度末の千葉県全体の担い手への集積面積率は約二三%、木更津市は約十八%と、低い値に留まっております。農地の集積・集約化を更に加速させる必要があります。

このような中、「人・農地プラン」は農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられておりましたが、必ずしも十分とは言えない状況でありました。

そこで、今回の法律の改正ポイントのひとつであります「人・農地プラン」の実質化に向け、アンケート・地図作成・話し合い・取りまとめ等について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域のコーディネーターとして、積極的に関与する事とし、農業

委員会の果たす役割が明確化されました。

今後、農業委員会の果たすべき役割は、益々大きくなって来ると思われますが、委員

一同業務を遂行して参りますので、皆様からの一層のご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

## 視察研修会を実施しました！

令和元年七月二四日(水)、農業委員・農地利用最適化推進委員二十名による視察研修会を実施しました。

当委員会では、現在、農地利用の最適化に向け、農地の集積・集約化活動を推進しておりますが、さらに効果的・効果的に実施していくため、

県内でも高い実績を残す香取市農業委員会さんにお話を伺いました。研修内容は非常に参考になり、熱心に質問する委員の様子が見られました。

また、午後は先進的な技術を取り入れた栽培を行っている、成田市内の農業法人株式会社GPファームさんへお郡

魔し、ハウスのバナナは熱帯植物の印象が強いのですが、県内でも栽培できると知り、これからの農業の可能性を実感しました。視察研修で吸収したものを活かし、今後の木更津市の農業発展に寄与できるように日々精進して参りたいと思っております。



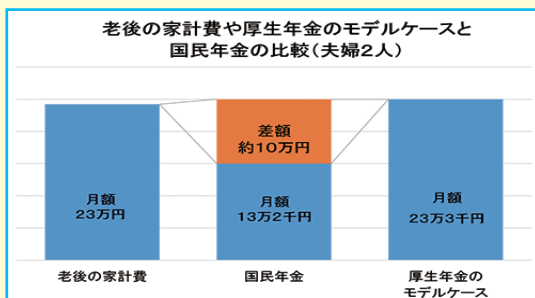
## よくわかる 農業者年金 Vol.2

Q. 農業者の年金はどうなっていますか？

A. **国民年金は夫婦2人で月額13万2千円！**

農業者の方が加入している国民年金の年金額は、40年加入で1人月額6万6千円、夫婦2人で月額13万2千円、年額約158万円です。老後の家計費（夫婦2人で月額23万円）と比べて国民年金だけでは月額約10万円不足します。また、サラリーマンの厚生年金のモデルケース（夫婦2人で月額23万3千円）と比べても月額約10万円の差があります。

このような国民年金で不足する老後の家計費やサラリーマン並みの年金を受給できるようにするため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。



# 第21回 米・食味分析鑑定コンクール：国際大会in木更津 が開催されます！



米・食味分析鑑定コンクールとは、米・食味鑑定士協会（鈴木秀之会長）が、二〇〇〇年（平成十二年）より行っている「お米のコンクール」です。一九九九年頃、未だお米の検査と言え、**「等級検査」**のみが主流であった頃から、お米の食味にこだわり、また、衰退しつつあった「地方・農業・稲作の復興」を後押しするべく始まりました。受賞したお米（生産者）は、国内はもとより海外でも高い評価を得ており、歴史、規模、認知度ともに国内最大級のコンクールです。

出品数三七二検体で始まったコンクールは、今や五七〇〇検体を越え、国内外最大を誇るコンクールへと成長しています。

これまで全国の米どころで開催されてきましたが、国際大会へと成長した第十回大会以降、首都圏では初めての開催です。（県内での開催は第七回大会以来、十四年ぶりとなる二回目の開催）。平成二六年度の第十六回大会（青森県田舎館村）において、本市の

お米「にこまる」の入賞が契機となり、木更津市農業協同組合のご尽力のもと、第二一回大会が本市で開催されることとなりました。受賞されたお米が国内外から高い評価を得ている本コンクールが本市で開催されることは、本市の農業を支える生産者の所得向上に寄与し、地域の農業振興につながることを期待しています。

本コンクールの開催を契機として、良食味米の生産促進とブランド化を木更津市農業協同組合との連携のもと推進するとともに、「木更津産米を食べよう条例」に基づき、木更津産米の消費拡大を推進してまいります。

お米の出品は十月一日〜十一月六日（送付先：米・食味鑑定士協会）で、開催県は通常より早く出品できます。出品要項の配布は九月から開始されるとともに、米・食味鑑定士協会のホームページでも公開されます。折角の地元開催です。お米の生産者のみなさま、ご出品お待ちしております。

## 《出品のご案内》

出品期間：10月1日～11月6日  
 審査対象米：令和元年うるち米  
 玄米2キロ

送付先：米・食味鑑定士協会  
 〒532-0011  
 大阪市淀川区西中島  
 3-12-15  
 第5新大阪ビル203

※お米の送付先は市ではありません

電話：06-6100-1151  
 F A X：06-6100-1150  
 出品費用：千葉県在住 3,000円

## 【コンクールの概要】

機器による一、二次審査を経てノミネートされたお米を、コンクール当日に審査員が試食し投票する「最終審査」を行って賞が決まります。

◎一次審査（米食味鑑定士協会にて）  
 対象：全出品検体

- ①食味分析計で玄米分析を行う
- ②穀粒判別器によって玄米整粒度を測定
- ③食味値が八五点以上で玄米整粒度が七五%以上の検体を二次審査へ選出

◎二次審査（米食味鑑定士協会にて）  
 対象：一次審査で選ばれた検体

- ①一〇〇gを精米し、味度計による数値を測定
- ②一次審査、二次審査の合計により各部門のノミネート者を選出

◎最終審査（コンクール会場にて）  
 対象：ノミネート者

- ①コンクール会場で官能審査法に基づき炊飯する
  - ②鑑定士等の専門家を含めた三十名の審査員により官能審査を行い投票
- （最終審査にノミネートされた方は全員入賞となります。）

## 【当日のご案内】

第二一回  
 米・食味分析鑑定コンクール  
 国際大会in木更津  
 （最終審査）

日時 令和元年十一月三日(土)  
 及び十二月一日(日)

会場 かずさアカデミアホール  
 （木更津市かずさ鎌足二丁目三〇九）

コンクール当日は入場無料で、どなたでも入場・見学可能です。農業関係企業のブラス、飲食ブースも出展されますのでぜひお越しください。

ご不明点・お問い合わせ木更津市農林水産課までご連絡下さい。

☎043812318445



昨年の第20回大会（岐阜県高山市）  
 最終審査の様子



# 農家と税金 ②

## ～消費税の軽減税率制度がスタート～



千葉県税理士会木更津支部  
吉田和義

前号から始まった「農家と税金」コーナーですが、今回は、消費税増税に伴って10月から導入される軽減税率制度について、食品などを扱う農家にとって気になるポイントを吉田和義農業委員に解説していただきます。

いよいよ消費税引き上げが迫って参りました。今回は消費税引き上げに伴い導入される「軽減税率」について、農家の方に影響すると思われる事項をお話しさせていただきます。

既にご存知と思いますが人の飲用又は食用に供されるものは軽減税率である8%が適用されるため、多くの農家の方は売上に対して8%の税率適用になると思われます。

世間では持ち帰りか否かで適用税率が異なる外食産業のことが騒がれていますが、農家の方にとって厄介なのは委託販売手数料の扱いではないでしょうか。

農協の販売証明や直売所の支払表には各種の手数料が記載され、手数料控除後の金額が御手元に振り込まれると思います。この手数料の中に委託販売手数料と言われるものがあります。

消費税がスタートした直後は、委託販売手数料控除前の金額を消費税の課税対象として売上を計上し、消費税を計算するように指導がなされました。しかしながら、途中でその方法が改められ、委託販売手数料を差し引いた純額で消費税を計算してもよいこととなりました。

このことは、消費税にお

て多くの農家の方が採用する簡易課税方式にとって非常に有利な結果をもたらしています。しかし、今後は売上に對する税率が軽減税率である場合、委託販売手数料の税率が標準税率となることから、売上から委託販売手数料を差し引く純額で消費税を計算する処理を認めないとする税務の扱いが明らかにされています。この部分は簡易課税を採用する農家の方にとっては増税要因となります。

ただし、同時に簡易課税制度における事業区分が改正され、現行農業においては70%とされるみなし仕入率が80%とされることで減税要因となっています。

### ◆消費税の計算方法



**売上に対する消費税額の計算方法**  
 ①標準税率適用売上: 税抜売上 × 10%  
 ②軽減税率適用売上: 税抜売上 × 8%

**仕入・経費に対する消費税額の計算方法**  
 ①原則課税方式  
 実際の仕入・経費の額から10%の消費税額を抜き出す  
 ②簡易課税方式  
 実際の仕入・経費に関係なく売上に対する消費税額に一定の率(みなし仕入率)を掛けて算出する

※簡易課税方式には売上高による適用制限があり、適用には事前の届出が必要です。  
 説明の簡略化のため、地方消費税については省略しております。

## 遊休農地の発生防止と 解消に向けて

遊休農地とは「現に耕作の目的に供されておらず、引続き耕作の目的に供されないの見込まれる農地」などです。

木更津市には一二四haの遊休農地があり、管内の農地面積の約5%を占めています。

(平成三一年四月一日現在)  
優良農地の維持、良好な景観形成のためにも、遊休農地の解消に努めて参ります。

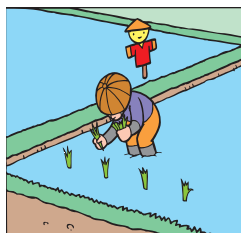
### 「農地利用状況調査」 にご協力ください

農業委員会では、遊休農地の実態把握、発生防止と解消農地の違反転用発生防止対策等を目的に九月から十月にかけて現在の農地の利用状況の調査(農地利用状況調査)を実施します。

調査の際には、農業委員・農地利用最適化推進委員及び職員が農地に立ち入ることがありますのでご理解、ご協力をお願いします。

### 「農地利用意向調査」 を実施します

農地利用状況調査の結果、新規に遊休農地等となった農地の所有者に対して、郵送でその農地の今後の農業上の利用の意向を調査しますのでよろしくお願ひします。



### 編集後記

昨年は台風の多さに悩まされ、今年は梅雨明けが遅く、なかなか思い通りのお天気とはならないものですね。今年には米・食味分析鑑定コンクールの国際大会が木更津市で行われます。木更津自慢の美味しいお米を県外、国外に伝えるチャンスなので、頑張ってくださいませ!